

評 価 実 施 手 引 書

分野別研究評価「法学系」

(平成13年度着手分)

機構評価者用

平成14年1月

大学評価・学位授与機構

はじめに

この評価実施手引書は、大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が実施する分野別研究評価「法学系」において、評価の担当者（大学評価委員会委員，専門委員及び評価員）が用いる手引書である。

本手引書は、評価担当者が、大学評価の意義と方法の十分な把握と共通理解の下で職務を遂行できるよう取りまとめたものであり、「序章 平成13年度に着手する大学評価の実施方針」では、平成13年度に着手する大学評価の基本的な枠組を示した評価実施要綱（『平成13年度に着手する大学評価の内容・方法等について』）の第1章を抜粋したものを掲載しており、「第1章 分野別研究評価「法学系」の対象領域及び実施体制等」，「第2章 分野別研究評価「法学系」の評価プロセス」及び「第3章 分野別研究評価「法学系」の評価内容」では、機構が行う分野別研究評価「法学系」の基本的な評価の内容・方法等を、「第4章 分野別研究評価「法学系」の評価方法（1）- 書面調査」，「第5章 分野別研究評価「法学系」の評価方法（2）- ヒアリング」及び「第6章 評価報告書原案の作成」では、評価担当者が評価を行う際のマニュアルとして、具体的な評価内容・方法等について記載している。

なお、本手引書は、今後、実際の評価作業の実施に当たり、十分活用できるものとなるよう、内容の充実に向けて検討することとしている。

また、機構では、本手引書の他に、機構の評価の一環として各大学が自己評価を行うための実施要項（『自己評価実施要項』）を作成している。

本手引書は、機構の評価担当者が用いるものであるが、評価の透明性を確保する観点から、機構のホームページ(<http://www.niad.ac.jp/>)に掲載することとしている。

目 次

はじめに	-----	
序章 平成13年度に着手する大学評価の実施方針		
評価の目的	-----	1
評価の基本的な方針	-----	1
1 複数の評価手法に基づく多面的な評価	-----	1
2 目的及び目標に即した評価	-----	2
3 自己評価に基づく評価	-----	3
4 意見の申立て	-----	3
5 評価システムの改善	-----	3
区分ごとの評価の対象	-----	3
評価の対象時期	-----	4
評価の実施体制	-----	4
評価のプロセス	-----	5
評価の結果と公表	-----	6
情報公開	-----	6
第1章 分野別研究評価「法学系」の対象領域及び実施体制等		
対象分野及び領域	-----	7
対象組織	-----	8
実施時期	-----	8
実施体制 - 専門委員会，部会，評価チーム	-----	8
1 法学系研究評価専門委員会	-----	8
2 部 会	-----	9
3 評価チーム	-----	9
第2章 分野別研究評価「法学系」の評価プロセス		
研究目的及び目標の事前調査	-----	10
評価のプロセス	-----	10
1 専門委員会における評価のプロセス	-----	10
2 部会における評価のプロセス	-----	10
3 評価チームにおける評価のプロセス	-----	11
4 評価のプロセスの全体像	-----	11

第3章 分野別研究評価「法学系」の評価内容

評価の対象となる活動	1 3
評価の内容	1 3
1 評価項目の内容	1 4
2 「特記事項」についての所見	1 5

第4章 分野別研究評価「法学系」の評価方法（1）- 書面調査

書面調査の実施体制及び方法	1 6
1 書面調査の実施体制	1 6
2 書面調査の実施方法	1 6
研究目的及び目標の明確性，具体性の確認	1 7
1 明確性及び具体性の確認と再提出	1 7
2 研究目的及び目標の確認に当たっての視点	1 7
評価項目ごとの評価	1 9
1 書面調査による評価	1 9
2 評価の観点設定及び観点ごとの評価	1 9
3 評価項目の要素ごとの評価	2 0
4 評価項目ごとの水準の判断	2 1
5 「特に優れた点及び改善点等」の判断	2 2
研究活動の内容及び水準の判定	2 2
1 基本的考え方	2 2
2 研究の内容面の判定段階及び判定方法	2 3
3 研究水準の判定段階及び判定方法	2 4
4 研究の社会（社会・経済・文化）的効果の判定段階及び判定方法	2 5
特記事項についての所見	2 5
書面調査段階での評価案の整理	2 6
評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等	2 7
1 研究体制及び研究支援体制	2 7
2 研究内容及び水準	2 9
3 研究の社会（社会・経済・文化）的効果	3 0
4 諸施策及び諸機能の達成状況	3 1
5 研究の質の向上及び改善のためのシステム	3 2

第5章 分野別研究評価「法学系」の評価方法(2) - ヒアリング

ヒアリングの事前準備	-----	34
書面調査の補足調査	-----	34
評価案の検討	-----	34
評価内容の概要に対する意見聴取	-----	35

第6章 評価報告書原案の作成

評価報告書原案の構成	-----	36
評価項目ごとの評価結果の記述	-----	36
評価結果の概要の記述	-----	38
特記事項についての所見の記述	-----	38
評価報告書原案の取扱い	-----	38

資料1 平成13年度着手の評価対象組織一覧	-----	39
資料2 平成13年度に着手する分野別研究評価「法学系」実施に係るスケジュール	--	41
資料3 評価報告書イメージ	-----	43
資料4 大学評価関係法令等	-----	45
資料5 委員名簿		
(1) 大学評価委員会	-----	47
(2) 法学系研究評価専門委員会	-----	49

序章 平成13年度に着手する大学評価の実施方針

本章は、平成13年度に着手する大学評価の全体の基本的、共通的事柄について記載したものである。内容は、機構で別途作成した「平成13年度に着手する大学評価の内容・方法等について」の第1章と同じものである。

評価の目的

機構は、国立学校設置法に基づき、大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究水準の向上に資するため、教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表することを業務にしています。

機構の実施する評価は、同法の趣旨を踏まえ、各大学等が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、次のことを目的にしています。

教育活動、研究活動、社会貢献活動など大学等の行う諸活動（以下「教育研究活動」という。）について多面的な評価を行い、評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動の改善に役立てること。

大学等の教育研究活動の状況や成果を多面的に明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として大学等が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

評価の基本的な方針

1 複数の評価手法に基づく多面的な評価

機構は、評価の目的に沿って、各大学等の教育研究活動の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進していくために、国際的な視点、地域社会における役割、大学改革の方向性、国内外の大学の動向などを考慮しながら、次のような複数の評価手法に基づく多面的な評価を行います。

(1) 評価は、大学等の行う多様な教育研究活動を、次の3区分により多面的に評価します。

大学等の教育研究活動の状況についての全学的な課題に関する評価(全学テーマ別評価)

大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価(分野別教育評価)

大学の各学部及び各研究科、各附置研究所その他の各研究組織並びに大学共同利用機関における研究活動等の状況についての評価(分野別研究評価)

(2) 各区分ごとの評価は、対象機関(組織)における教育研究活動の状況を適切に評価するため、複数の評価項目を設定して行います。

また、大学等から提出された「特記事項」(今後の展望など)について、機構が、機構の行った評価の結果から見た所見を付します。

(3) 評価の手法としては、対象機関から提出された自己評価書と併せて、独自に調査・収集する資料・データに基づき分析する書面調査の方法を用いるとともに、評価区分に応じてヒアリングまたは訪問調査を行います。

平成13年度着手の評価では、機構独自の調査・資料収集は、機構が評価する上で、大学等の自己評価で根拠とした資料・データでは不足する場合に、それらを大学に求める形で実施します。

(4) 平成13年度に着手する評価の区分ごとの評価手法及び評価項目は、下表のとおりです。

評価区分	評価手法	評価項目
全学テーマ別評価	書面調査及びヒアリング	【教養教育】 (1)実施体制 (2)教育課程の編成 (3)教育方法 (4)教育の効果 ----- 【研究活動面における社会との連携及び協力】 (1)研究活動面における社会との連携及び協力の取組 (2)取組の実績と効果 (3)改善のための取組
分野別教育評価	書面調査及び訪問調査	(1)教育の実施体制 (2)教育内容面での取組 (3)教育方法及び成績評価面での取組 (4)教育の達成状況 (5)学習に対する支援 (6)教育の質の向上及び改善のためのシステム
分野別研究評価	書面調査及びヒアリング (工学系は書面調査及び訪問調査)	(1)研究体制及び研究支援体制 (2)研究内容及び水準 (3)研究の社会(社会・経済・文化)的效果 (4)諸施策及び諸機能の達成状況 (5)研究の質の向上及び改善のためのシステム

2 目的及び目標に即した評価

(1) 機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、大学等の設定する「目的」及び「目標」に即して行います。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件さらには将来計画などを考慮して、明確かつ具体的な目的及び目標が設定されていることが前提となります。

機構では、これらのことを十分配慮して、大学等の行う教育研究活動が「目的」及び「目標」の実現に貢献するものであるか、また、当該活動の結果がそれを達成しているのかなどの視点から評価を行います。

(2) 機構の評価における「目的」とは、大学等が教育研究活動を実施する全体的な意図を指します。一般的には、教育研究活動を実施する上での基本的な方針、提供する内容及び方法の

基本的な性格，当該活動を通じて達成しようとしている基本的な成果について示されている必要があります。

また，「目標」とは，「目的」で示された意図を実現するために設定された具体的な課題を指します。

3 自己評価に基づく評価

機構の評価は，大学等の教育研究活動の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進するものです。この目的を，透明性と公平性を確保しつつ，実効あるものとして実現していくためには，機構の示す評価の枠組みに基づき，対象機関（組織）が自ら評価を行うことが重要です。

このため，機構が実施する評価は，国立学校設置法施行規則の規定の趣旨を踏まえ，対象機関（組織）が行う自己評価の結果（自己評価書として提出され，自己評価結果の根拠となる資料・データを含みます。）を分析し，その結果を踏まえて行います。

4 意見の申立て

機構の実施する評価においては，評価のプロセスにおいて透明性を確保するほか，評価の結果が大学等における教育研究活動の改善に役立てられるとともに，広く社会に公表されるものであることから，当該結果の正確性を確保し，確定する必要があります。

このため，機構は，国立学校設置法施行規則の規定の趣旨を踏まえ，評価結果を確定する前に，評価結果を対象機関に通知し，これに対する意見の申立ての機会を設け，申立てがあった場合には，再度審議を行った上で，最終的な評価結果を確定します。また，申立ての内容とそれへの対応は，評価報告書に記載します。

5 評価システムの改善

機構の評価は，平成14年度までは必要な態勢を整えるための段階的实施期間として，対象分野や対象機関数を絞って実施し，平成15年度から本格的に実施することとしています。

機構は，この段階的实施期間における評価の経験と評価を通じた各大学等における自己改革の動向等を踏まえつつ，常によりよい大学評価のシステムを求めていくことが重要であると考えています。このため，組織・運営面も含め，大学評価が開放的で進化するシステムとなるよう，その改善に努めます。

区分ごとの評価の対象

- (1) **全学テーマ別評価**の対象となるテーマは，教育活動や研究活動のみならず，全学的な大学運営や社会貢献活動など，大学等の諸活動の多様な側面について，個別の学部や研究科等の課題にとどまらない，大学等の全学的（全機関的）な課題とします。各年度に着手するテーマにつ

いては、大学改革の動向、社会の要請及び大学等における自己点検・評価の進捗状況などを勘案して設定します。

平成13年度に着手する全学テーマ別評価は、平成12年度着手継続分の「教養教育」及び「研究活動面における社会との連携及び協力」の2つのテーマについて実施します。

- (2) **分野別教育評価及び分野別研究評価**については、段階的实施期間において9分野を実施することとしており、平成13年度に着手する評価は、「法学系」、「教育学系」、「工学系」の3つの学問分野を対象として実施します。

評価の対象時期

機構の実施する評価は、大学等の現在の活動状況について行います。この場合、これまでの状況の分析を通じて行う必要があります。この評価では、原則として過去5年間の状況を対象とします。

なお、この分析の対象とする期間は、評価の区分、実施するテーマ及び分野、あるいは評価項目などの特性によっては変更されることがあります。

評価の実施体制

- (1) 評価を実施するに当たっては、国公立大学等の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる**大学評価委員会**を設置します。この委員会の下に、テーマ及び学問分野ごとに、大学評価委員会の委員及びそのテーマ・分野の専門家等からなる**専門委員会**を設置します。

大学等の教育研究活動については、多面的な評価が必要であること、分野における専門領域が多様であること、さらには対象機関（組織）が多数となることなどから、必要に応じて、当該テーマ・分野の専門家を**評価員**として任命します。

対象機関（組織）ごとの評価に当たっては、専門委員会の委員（及び評価員）による**評価チーム**を編成します。なお、分野別研究評価においては、評価チームのほかに分野ごとに個別の研究活動を評価するため、各専門領域ごとに専門委員会の委員及び評価員で構成する**部会**を設置します。

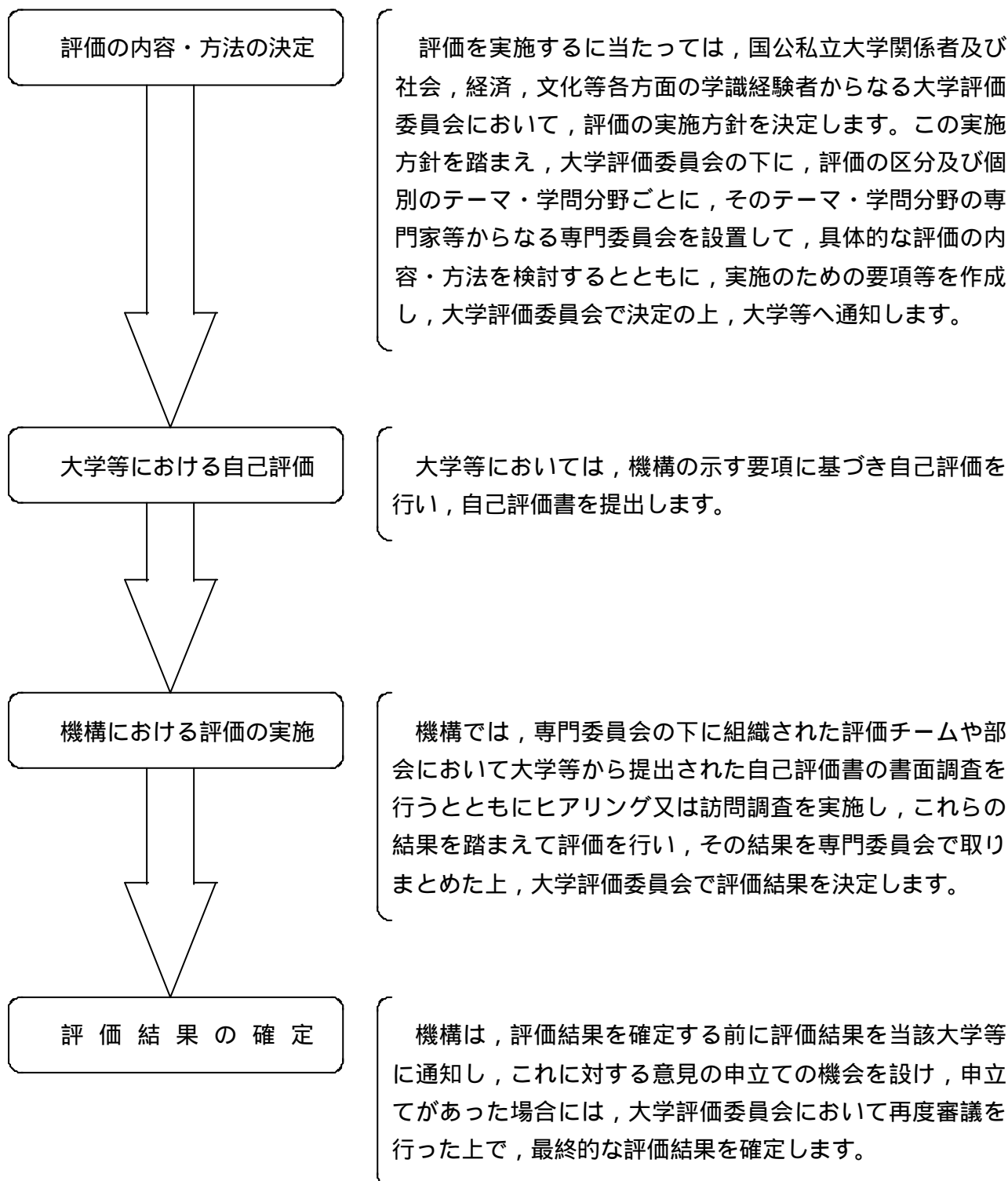
- (2) 機構が行う評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があります。このため、評価担当者が共通理解のもとで公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。

機構においては、このように十分な研修を受けた大学評価委員会の委員、専門委員及び評価員が評価を行います。

評価のプロセス

(1) 機構が行う評価は、国立の大学等のうち設置者から要請のあった機関（組織）について実施します。

評価のプロセスは、以下のとおりです。



(2) 平成13年度着手の評価は段階的实施期間中に行われるものであることから、各大学等における明確かつ具体的な目的及び目標の設定に役立てることを目的として、大学等からの自己評価書の提出に先だって評価の前提となる各大学等の目的及び目標について事前調査し、明確かつ具体的な記述の工夫の状況について整理・分析します。その結果については、全般的な傾向や特徴を含めて各大学等にフィードバックします。

ただし、全学テーマ別評価「教養教育」については、すでに実状調査を実施しましたので、この事前調査は行いません。

評価の結果と公表

(1) 評価の結果は、評価項目ごとの評価結果及びそれらを要約した評価結果の概要並びに特記事項についての所見によって示します。

これらのうち、評価項目ごとの評価結果は、次のとおり示します。

各評価項目ごとに、取組や活動等が目的及び目標の達成にどの程度貢献しているかなどについて、取組や活動等の状況や貢献等の程度（水準）がわかる形で、根拠・理由とともに記述します。

それらの取組や活動等の中から特に優れた点や問題点等を取り上げ、根拠・理由とともに記述します。

(2) 確定した評価結果は、対象機関（組織）の現況、目的及び目標とともに評価報告書としてまとめた上、大学等及びその設置者に提供するとともに、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。

情報公開

(1) 機構は、社会と大学等の双方に開かれた組織であるとともに、大学評価については、常によりよいシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められていることから、評価に関して保有する情報は、可能な限り、適切な方法により提供するよう努めます。

(2) 機構に対し、評価に関する行政文書の開示請求があった場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「情報公開法」という。）により、個人に関する情報などの不開示情報を除き、原則として開示します。

ただし、評価対象機関から提出され、機構が保有することとなった行政文書については、情報公開法に基づき当該機関と協議の上、取扱いを決定します。

第1章 分野別研究評価「法学系」の対象領域及び実施体制等

本章は、分野別研究評価「法学系」の対象領域及び実施体制等について記載したものであり、「対象分野及び領域」、「対象組織」、「実施時期」及び「実施体制」から構成されている。

対象分野及び領域

この評価は、「法学系」の分野について、次の領域を対象に実施する。

(1) 対象分野	法 学 系	
(2) 対象領域	基礎法学	法哲学，ローマ法，法制史，法社会学 比較法，外国法，法政策学，法と経済など
	公法学	憲法，行政法，租税法，財政法，教育法， 地方自治法など
	国際法学	国際公法，国際私法，国際機構法など
	社会法学	労働法，経済法，社会保障法など
	刑事法学	刑法，刑事訴訟法，犯罪学，刑事政策，少年法など
	民事法学	民法，商法，民事訴訟法，知的財産法，金融法， 証券法，保険法，国際取引法，倒産法，民事執行法 など
	政治学	政治理論，政治思想史，政治史，政治過程論， 行政学，比較政治，国際関係論など

(注) 上記対象領域ごとに示してある個別の専門領域は、すべての専門領域を示したものではない。したがって、例えば「環境法」、「消費者法」、「土地法」、「医事法」など横断的な専門領域に該当する場合には、後述する個人別研究活動判定票の「該当部会コード」及び「関連部会コード」の記入に際しては、最も適切と思われる部会コードを記入することになる。

対象組織

国立大学等の法学系分野のうち設置者から要請のあった6組織を対象とし、学部及び研究科を単位として実施する。(資料1「平成13年度着手の評価対象組織一覧」参照)

実施時期

平成14年	1月	各大学等に対する実施要項の通知
平成14年	2月	対象組織への説明会の実施
平成14年	4月末	対象組織から目的及び目標に関する事前調査回答の提出
平成14年	5月～6月	回答結果の整理・分析(専門委員会)
平成14年	6月	事前調査結果の対象組織へのフィードバック
平成14年	5月～9月	評価担当者に対する研修(書面調査及びヒアリングの実施の手順、留意事項等)の実施(書面調査、ヒアリングの前にそれぞれ実施)
平成14年	7月末	対象組織から自己評価書・個人別研究活動判定票の提出
平成14年	8月～12月	研究内容及び水準等の判定(部会) 書面調査、ヒアリングの実施及び評価報告書原案の作成(評価チーム)
平成14年	12月	評価報告書原案の審議(専門委員会)
平成15年	1月	評価結果の取りまとめ(大学評価委員会)
平成15年	2月	対象組織からの意見の申立て
平成15年	3月	評価結果の確定(大学評価委員会)、評価結果の公表

(注) 評価全体の実施スケジュールは、資料2「平成13年度に着手する分野別研究評価「法学系」実施に係るスケジュール」に示すとおりである。

実施体制 - 専門委員会、部会、評価チーム

1 法学系研究評価専門委員会

- (1) 専門委員会は、大学評価委員会が決定する基本的方針に基づき、「法学系」の研究評価を実施するのに必要な具体的内容・方法等を審議するとともに、専門委員会に置かれる部会及び評価チームが取りまとめる判定案及び評価報告書原案を審議する。
- (2) 専門委員会は、対象組織の研究活動等の状況や成果を多面的に明らかにするため、国公立大学の関係者及び社会・経済・文化等の各方面の有識者により構成する。さらに、当該分野の専門家については、その分野の研究評価を実施するために必要な学問領域等を考慮した構成とする。
- (3) 専門委員会には主査及び副主査を置き、主査は委員会の招集並びに議事の進行及び取りまとめを行い、副主査は主査を補佐する。

2 部 会

- (1) 部会は、「研究内容及び水準」及び「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の評価項目のうち、研究活動に係る内容及び水準の判定を行う。
- (2) 部会は、対象領域ごとに組織し、専門委員会委員及び評価員によって構成する。なお、部会の構成員は、自己の関係する対象組織の評価に参画できない。
- (3) 部会には主査及び副主査を置き、専門委員会委員から選出する。主査は部会内の連絡調整及び機構との連絡調整を行い、副主査は主査を補佐する。

3 評価チーム

- (1) 評価チームは、書面調査及びヒアリングの結果に基づき、「評価報告書原案」を作成する。
- (2) 評価チームは、専門委員会委員により構成し、9～10名で3チーム編成し、1チーム当たり2組織を担当する。なお、評価チームの構成員は、自己の関係する対象組織の評価に参画できない。
- (3) 評価チームには主査及び副主査を置き、主査は評価チーム内の連絡調整及び機構との連絡調整を行い、副主査は主査を補佐する。

第2章 分野別研究評価「法学系」の評価プロセス

本章は、分野別研究評価「法学系」の評価プロセスについて記載したものであり、「研究目的及び目標の事前調査」及び「評価のプロセス」から構成されている。

研究目的及び目標の事前調査

この評価は、段階的实施期間中に行われるものであることから、対象組織における明確かつ具体的な研究目的及び目標の設定に役立てることを目的として、評価の前提となる各対象組織の研究目的及び目標についての事前調査を行う。

専門委員会においては、各対象組織からの回答結果を基に、明確かつ具体的な記述の工夫の状況について、整理・分析する。その結果については、全般的な傾向や特徴を各対象組織にフィードバックする。

評価のプロセス

1 専門委員会における評価のプロセス

- (1) 専門委員会は、書面調査の基本的な方法や手順の共通理解を図るとともに、対象組織から提出された自己評価書に基づき、研究目的及び目標の明確性、具体性について確認する。
これらの確認の結果、研究目的及び目標が明確性、具体性に欠けると判断した場合には、この段階で速やかに対象組織に対して照会し、必要に応じ再提出を求める。
- (2) 専門委員会は、研究目的及び目標の明確性、具体性の確認を行った後に、自己評価書及び個人別研究活動判定票を部会及び評価チームへ提出する。
- (3) 専門委員会は、次の「2 部会における評価のプロセス」にあるように、部会から提出された判定結果案を審議・決定する。決定した判定結果は、評価チームへ提出する。
- (4) 専門委員会は、後記「3 評価チームにおける評価のプロセス」にあるように、評価チームから提出された評価報告書原案を審議・決定する。決定した評価報告書原案は、大学評価委員会へ提出する。

2 部会における評価のプロセス

- (1) 部会は、「研究内容及び水準」及び「研究の社会（社会・経済・文化）的效果」の評価項目のうち研究活動に係る判定を行うため、個人別研究活動判定票（添付資料を含む。以下同じ。）を分析・調査する。
- (2) 部会は、個人別研究活動判定票の分析・調査結果に基づき、原則として対象組織の全体及び領域ごとの判定結果案を整理し、当該判定結果案を専門委員会へ提出する。

3 評価チームにおける評価のプロセス

(1) 書面調査の実施

評価チームは、対象組織から提出された自己評価書（根拠データ等を含む。以下同じ。）及び専門委員会が審議・決定した部会の判定結果を分析・調査して行う書面調査を実施する。

評価チームの書面調査は、次に掲げる5つの評価項目及び対象組織から提出された「特記事項」について行う。

- 1) 研究体制及び研究支援体制
- 2) 研究内容及び水準（部会が実施する判定を除く）
- 3) 研究の社会（社会・経済・文化）的効果（部会が実施する判定を除く）
- 4) 諸施策及び諸機能の達成状況
- 5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム

評価チームは、書面調査での分析・調査結果に基づき、書面調査段階での評価案を整理する。また、この評価案を踏まえたヒアリングでの調査内容の検討・整理を行う。

(2) ヒアリングの実施

評価チームは、書面調査段階での評価案を取りまとめ後にヒアリングを実施し、書面調査では知り得ない、あるいは確認できない事項について調査する。また、この時点での評価内容の概要を関係者に伝え、それに対する意見を求める。

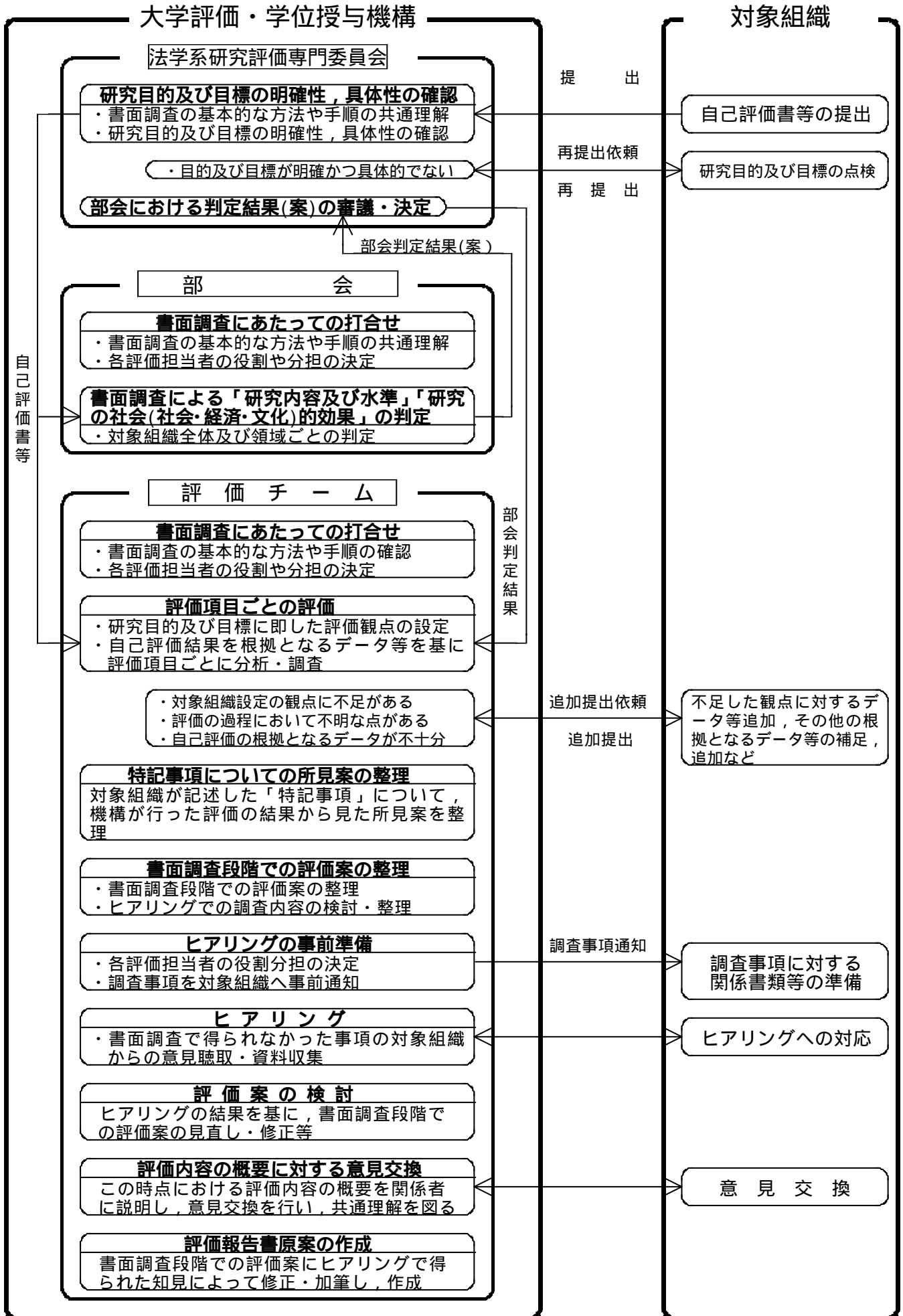
(3) 評価報告書原案の作成

評価チームは、書面調査段階での評価案をヒアリングで得られた知見によって、修正又は加筆の上、評価チームとしての評価報告書原案を作成し、当該報告書原案を専門委員会へ提出する。

4 評価のプロセスの全体像

分野別研究評価「法学系」における評価のプロセスの全体像は、次ページのとおりである。

評価のプロセス



第3章 分野別研究評価「法学系」の評価内容

本章は、分野別研究評価「法学系」の評価の内容について記載しており、「評価の対象となる活動」及び「評価の内容」から構成されている。

評価の対象となる活動

- (1) 分野別研究評価では、「研究活動等」を対象とする。「研究活動等」とは、「研究活動」及び「研究を推進し又は支援するための体制(諸施策及び諸機能を含む。)」(以下「体制」という。)を意味する。

ここで「研究活動」とは、研究論文の執筆にとどまらず、学術書、実務書、教養書や教科書類の出版、政策形成等に資する調査報告書の作成、実務手法の創出、経営ノウハウの創出、総合雑誌などのジャーナリズム論文の発表等を含む教員等の創造的活動全般をいう。

また、「体制」とは、対象組織が研究を推進し又は支援するために取る組織体制のほか、学科・専攻の連携やプロジェクト研究の振興、人材の発掘・育成、研究資金の運用、施設設備等研究支援環境の整備、国際的又は地域的な課題に取り組むための共同研究や研究集会の実施方針、学部附属施設におけるサービス機能等の諸施策及び諸機能をいう。

- (2) 評価項目のうち「研究内容及び水準」及び「研究の社会(社会・経済・文化)的效果」については、教員から提出される個別の研究業績を基に学問的内容及び水準等を判定し、それらの状況を、原則として対象組織の全体及び領域ごとに明らかにするなどの評価を行う。

この判定は、教員個々人の研究業績の学問的内容及び水準等を判定すること自体を目的とするものではなく、他の評価項目と同様、前記二つの評価項目を対象組織全体の評価として実施する上での根拠となるデータを得ることにある。したがって、教員個々人の研究業績の学問的内容及び水準等の判定結果並びにその根拠となる研究業績に関する資料は、一般に公表したり、他の目的に利用されたりすることはない。

評価の内容

分野別研究評価「法学系」は、対象組織の研究活動等の状況について、次に掲げる評価項目ごとに評価を行う。また、対象組織から提出された「特記事項」についての機構の所見を付す。

- (1) 研究体制及び研究支援体制
- (2) 研究内容及び水準
- (3) 研究の社会(社会・経済・文化)的效果
- (4) 諸施策及び諸機能の達成状況
- (5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム

1 評価項目の内容

(1) 研究体制及び研究支援体制

この項目では、研究体制（研究そのものを推進又は活性化する組織的な体制をいう。）及び研究支援体制（研究そのものではなく、学部附属施設が機能の一部としているような共同利用等のサービス体制をいう。）が、設定された研究目的及び目標に沿ったものとなっているかを評価する。

また、上記研究体制及び研究支援体制の下で実施される前記の(1)でいう「諸施策及び諸機能」が、研究目的及び目標に沿った適切な取組になっているか、さらに、研究目的及び目標の趣旨が学内外の関係者に適切に周知・公表されているかを評価する。

(2) 研究内容及び水準

この項目では、対象組織の全体及び領域ごとに、現在の研究活動の状況が、設定された研究目的及び目標に照らして、どのような点で優れているか、あるいはどのような改善点を抱えているかなどを記述する方法による評価を行う。その際、後述の学問的内容及び水準についての判定結果並びに教員の構成や組織の置かれている諸条件を考慮した評価を行う。

また、この項目では、対象組織における研究活動の学問的内容及び水準について、国際的視点を踏まえた独創性、発展性、他分野への貢献などの内容面及び全体としての研究水準について多様な側面から判定を行う。この判定は、関連分野の専門家により、教員の個別業績を基に研究活動の質を重視して行い、その判定結果を、原則として対象組織の全体及び領域ごとに、どのような割合になっているかを示す。

(3) 研究の社会（社会・経済・文化）的效果

この項目では、対象組織における教員の研究成果の社会（社会・経済・文化）的效果について、前掲(2)の「研究内容及び水準」と同様に、設定された研究目的及び目標に照らして、優れた点や改善点などを記述する方法による評価を行うとともに、教員の個別業績を基に、法実務への寄与、政策形成への寄与、地域との連携・協力の推進、著作物による人材養成や法的・政治的知識普及への寄与などの社会的効果の度合いを判定し、その判定結果を、原則として対象組織の全体及び領域ごとに、どのような割合になっているかを示す。

なお、研究の社会的効果とは、教員の研究成果そのものが、社会、経済又は文化の各領域において具体的に役立てられたことを意味し、社会的活動に教員が参加すること自体による社会貢献を対象とするものではない。

(4) 諸施策及び諸機能の達成状況

この項目では、前記(1)の「研究体制及び研究支援体制」でいう「諸施策及び諸機能」がどの程度達成されているかについて、設定された研究目的及び目標に即して評価する。その際、

研究体制の整備途中であったり，将来計画に向けた転換点にあるため十分な実績が出る段階にないなどの事情についても，それを的確に加味した評価を実施する。

(5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム

この項目では，対象組織における研究活動等の実施状況や問題点を把握し，組織としての研究活動の評価や個々の研究活動等の評価を適切に実施する体制が整っているか，これらの評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムが整備され機能しているかについて評価する。

2 「特記事項」についての所見

対象組織から提出された「特記事項」(研究活動等の全体を通じた視点からの補足的事項や，今後の改革課題・将来構想等の展望等)について，機構が，機構の行った評価の結果から見た所見を記述する。

第4章 分野別研究評価「法学系」の評価方法(1)－書面調査

本章は、分野別研究評価「法学系」の評価方法である「書面調査」及び「ヒアリング」のうち、評価チーム及び部会が行う「書面調査」について記載しており、「書面調査の実施体制及び方法」、「研究目的及び目標の明確性、具体性の確認」、「評価項目ごとの評価」、「研究活動の内容及び水準の判定」、「特記事項についての所見」、「書面調査段階での評価案の整理」及び「評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等」から構成されている。

書面調査の実施体制及び方法

1 書面調査の実施体制

- (1) 書面調査は、評価チーム及び部会ごとに実施する。評価チーム及び部会においては、書面調査の基本的な方法や手順などについて確認するとともに、各評価担当者の役割や分担について決定する。
- (2) 書面調査の内容・方法等について、評価チーム及び部会間の調整を要する問題等が生じた場合には、必要に応じて専門委員会や主査打合せ会議等を行う。

2 書面調査の実施方法

- (1) 書面調査は、対象組織の自己評価書に記載された研究目的及び目標に即して、自己評価結果とその根拠となるデータ等（機構が独自に調査・収集したデータ等を含む。）を分析・調査することにより行う。
- (2) 「研究内容及び水準」及び「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の評価項目のうち研究の内容及び水準並びに研究の社会的効果に係る判定については、「個人別研究活動判定票」を基に、本章の「研究活動の内容及び水準の判定」に示す方法により行う。
- (3) 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合や自己評価の根拠となるデータ等が不十分な場合は、随時、対象組織に照会や提出依頼を行う。
- (4) 対象組織への照会、資料提出の要請等（後述する研究目的及び目標の再提出の依頼を含む。）については、必ず専門委員会又は評価チーム内で意見調整をした上で行うこととし、照会等の手続きについては、機構の評価事業部を經由して文書により行い、対象組織からも文書による回答を求める。
- (5) 書面調査の過程で知り得た、個人情報及び対象組織の評価内容に係る情報については、外部へ漏らしてはならない。

研究目的及び目標の明確性，具体性の確認

1 明確性及び具体性の確認と再提出

- (1) 専門委員会は，部会及び評価チームが書面調査を行う前に，対象組織から提出された自己評価書に記載されている研究目的及び目標が，明確かつ具体的に記述されているか否かを確認する必要がある。
- (2) 専門委員会において，まずこの確認を行うのは，機構の実施する評価が，対象組織の個性や特色が十二分に発揮できるよう，当該組織の設定する「目的」及び「目標」に即して実施することが基本原則になっているからである。このことを研究評価に即していえば，研究評価においては，対象組織における研究活動等の取組が研究目的及び目標の実現にどの程度貢献するものであるか，また研究活動等の成果が研究目的及び目標をどの程度達成しているかの視点から評価が行われることを意味している。
- (3) 研究目的及び目標は，このように評価を行う上での基準となる重要なものであり，それらが明確かつ具体的に記述されていない場合には，部会及び評価チームの書面調査に支障を来すことになる。したがって，専門委員会は，上記(1)の確認の結果，研究目的及び目標が明確性，具体性に欠けると判断した場合には，この段階で速やかに対象組織に対して照会し，必要に応じ再提出を求める。

ただし，専門員委員会は，自己評価書の全体を見て，評価が可能であると判断できる場合は，対象組織の負担等を考慮し，再提出を求めないことができる。

2 研究目的及び目標の確認に当たっての視点

(1) 研究目的及び目標の確認の基本的な考え方

研究目的及び目標の確認に当たっては，設定された研究目的及び目標そのものを評価するのではなく，本評価を実施する上で必要となる研究活動等の意図や課題が，研究目的及び目標として明確かつ具体的に示されているかを見る。ここで研究目的及び目標そのものを評価しないのは，機構の評価が対象組織の研究活動等の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進するものであることによる。

なお，機構の評価は，現在実施している研究活動等を対象とするが，それは，原則として過去5年間の状況を分析して把握することができるので，対象組織においては，この期間における研究活動等を基に研究目的及び目標を整理することができることに留意する必要がある。

(2) 研究目的の確認の具体的な視点

研究目的は，対象組織が研究活動等を実施する全体的な意図を指し，自己評価実施要項において例示している次のような内容について示されているかを確認する。

- ・ 研究を推進する基本的な分野・対象
- ・ 研究体制及び研究支援体制の基本的な方針
- ・ 研究を推進し又は支援するための諸施策・諸機能の基本的なあり方

(3) 研究目標の確認の具体的な視点

研究目標は、研究目的で示された意図を実現するために設定された具体的な課題を指し、それが明確かつ具体的に示されているかを確認する。また、自己評価実施要項においては、研究目的として掲げられた項目に対応させつつ、その意図を達成するための具体的な課題を当該項目ごとに数項目以上にわたって記述することを求めているので、研究目的と研究目標との間にそのような対応関係があるかについても確認する。

なお、研究目的及び目標は、共通のものだけではなく、領域ごとに独自のものがある場合には、まず共通のものを記述した上で、領域ごとに独自の目的及び目標を記述して行く必要があることに留意する必要がある。

研究目的及び目標の双方に通ずる確認の具体的な視点

研究目的及び目標の確認の具体的な視点については、既述した(2)及び(3)の視点の他に、自己評価実施要項に示している次のような視点からの確認も行う必要がある。

研究目的及び目標を明確かつ具体的に設定する観点から、対象組織の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件、さらには将来計画等を踏まえることにしているが、単にこれらの要素を記述しただけのものになっていないかを確認する。

研究活動等の意図や課題の記述ではなく、例えば、「・・・を実施している。」「・・・を実施してきた。」などのように研究活動等そのものを報告的に記述したものになっていないかを確認する。

研究目的及び目標は、現在行っている研究活動等の意図や課題を記述するものであるので、例えば、「今後・・・したい。」「・・・が今後の目標である。」などのように、まだ行っていない将来の研究活動等の目的及び目標を記述したものになっていないかを確認する。今後の研究目的及び目標の実現に向けて、現在の研究活動等が実施されていることもあり得るが、その場合には、今後の研究目的及び目標としてではなく、研究目的については現在実施している研究活動等の意図として、研究目標については研究目的を実現するための具体的な課題として記述されているかを確認する。

研究目的及び目標の性格上の分類は、必ずしも明確に分けられない場合もあるが、研究活動等を推進又は支援するために必要な組織編成及び人的・物的資源などを示すインプットのなもの、また研究活動等をどのような諸施策・諸機能を展開することにより実現していくのかを示すプロセス的なもの、さらに研究活動等の成果についての期待や諸活動の達成内容を示す成果（アウトカム）的な性格のものに分類できる。

他方、評価項目は、「研究体制及び研究支援体制」及び「研究の質の向上及び改善のためのシステム」がインプットの又はプロセス的性格のもの、「研究内容及び水準」、「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」及び「諸施策及び諸機能の達成状況」がアウトカムの性格のものといえるので、これらの評価項目との関連が図られているかの確認を行う必要がある。

研究目的及び目標の記述に当たっては、適宜、項立てをしたり、箇条書きにするなど、簡潔な記述にするほか、字数を2,000字以内に制限しているため、この点について確認する。

評価項目ごとの評価

1 書面調査による評価

- (1) 評価チームは、専門委員会における研究目的及び目標の明確性、具体性の確認の後、書面調査による評価項目ごとの評価を実施する。具体的には、対象組織から提出された自己評価書に記載された研究目的及び目標に即して、評価項目ごとに自己評価結果とその根拠となるデータ等（機構が独自に調査・収集するデータ等を含む。）を分析・調査することにより行う。
- (2) 評価チームによる書面調査は、「評価の観点設定及び観点ごとの評価」、「評価項目の要素ごとの評価」、「評価項目ごとの水準の判断」、「特に優れた点及び改善点等の判断」の流れで実施する。
- (3) 評価チームは、書面調査による評価をヒアリング前までに終了させる。

2 評価の観点設定及び観点ごとの評価

- (1) 評価チームは、対象組織が設定した研究目的及び目標に照らして、後述する「評価項目の要素」ごとに評価の観点を設定する。その際、後述する「研究目的及び目標と評価項目の関係」及び後記「評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等」を参考としつつ、適切に設定する。
- (2) 評価チームは、研究目的及び目標に即した評価を行う上で、客観的に見て必要不可欠と認められる観点が、対象組織が設定した観点の中に不足している場合は、対象組織に通知し、当該観点に関するデータ等の追加提出を求める。
- (3) 評価チームは、上記により設定した観点ごとに、対象組織から提出された自己評価書及び上記(2)のデータ等に基づき分析・調査する。なお、「研究内容及び水準」及び「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」については、さらに後記「研究活動の内容及び水準の判定」の判定結果も用いて分析・調査する。
- (4) 上記分析・調査は、現在の研究活動等の状況が、研究目的及び目標を実現する上で、優れているのか、普通なのか、問題があるのかを、根拠となるデータ等で確認しつつ行う。また、これらの分析の際に、特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等について、

根拠となるデータ等で確認しつつ抽出する。

- (5) 評価チームは、上記(4)の観点ごとの評価結果（根拠を含む。）を、別に定める様式により整理する。

研究目的及び目標と評価項目の関係

評価の観点は、対象組織の研究目的及び目標に沿って適切に設定するものであるが、観点設定に際しては、次の点に留意する必要がある。

「研究体制及び研究支援体制」の評価項目は、主としてインプットの又はプロセス的目標について適切に取り組みられたかを、また、アウトカムの目標についてもその実現のための取組が行われている場合にはその貢献度を、評価することになること。

「諸施策及び諸機能の達成状況」の評価項目は、インプットの又はプロセス的目標に係る達成度を評価することになること。

「研究内容及び水準」及び「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の評価項目は、アウトカムの目標に係る達成度を評価することになること。

「研究の質の向上及び改善のためのシステム」の評価項目は、これに関係するインプットの又はプロセス的目標について適切に取り組みられたかを評価することになること。

評価の観点例利用に当たっての留意点

後記の「評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等」の1から5に記載された観点例は、各項目での評価を実施する際に用いる観点として一般的に想定できるか、あるいは場合によって想定できるものの例示であるので、これらの観点の全てを用いる必要はなく、また、これら以外の観点も設定できる。

したがって、実際の評価に当たっては、これらの観点例を参考に、対象組織ごとに設定された研究目的及び目標に照らし、評価を実施するために適した観点を設定して、評価を行うことになる。

「根拠となるデータ等の例」についても同様に、一般的に想定できるもの等の例示であり、評価を行う上で必要なデータ等が不足している場合は、対象組織に求めることになる。

3 評価項目の要素ごとの評価

- (1) 評価チームは、前記2の(4)で分析・調査した結果に基づき、「評価項目の要素」ごとに書面調査段階における評価案に盛り込む研究活動等の状況並びに研究目的及び目標の実現に向けた貢献の程度等を検討する。
- (2) 評価案に盛り込む研究活動等の状況は、次の「要素ごとの貢献の程度等」の根拠となるものであるため、その視点から前記2の(4)で分析・調査したものを精選・整理する。

- (3) 「要素ごとの貢献の程度等」は、前記2の(4)で分析・調査した結果を踏まえて判断する。当該貢献の程度等の示し方は、「研究体制及び研究支援体制」の評価項目については、十分貢献しているのか、おおむね貢献しているのか、かなり貢献しているのか、ある程度貢献しているのか、ほとんど貢献していないのか、の区分による。また、「諸施策及び諸機能の達成状況」及び「研究の質の向上及び改善のためのシステム」の評価項目については、上記「貢献」を、前者については「達成」、後者については「機能」とそれぞれ読み替えて、上記と同様の区分により、達成の程度又は機能の程度として示す。
- (4) 評価項目のうち「研究内容及び水準」及び「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」については、この項に示す手順の対象とならない。また、後記「4 評価項目ごとの水準の判断」及び「5 「特に優れた点及び改善点等」の判断」の項についても、同様である。

評価項目ごとの要素

評価項目ごとに示す以下の要素は、評価項目において何を評価するのかを示すものである。なお、括弧内の要素は、対象組織によっては、該当しないものである。

研究体制及び研究支援体制

- ・ 研究体制に関する取組状況
- ・ （研究支援体制に関する取組状況）
- ・ 諸施策に関する取組状況
- ・ （諸機能に関する取組状況）
- ・ 研究目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

諸施策及び諸機能の達成状況

- ・ 諸施策に関する取組の達成状況
- ・ （諸機能に関する取組の達成状況）

研究の質の向上及び改善のためのシステム

- ・ 組織としての研究活動等及び教員の研究活動等の評価体制
- ・ 評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

4 評価項目ごとの水準の判断

- (1) 評価チームは、評価項目ごとに、対象組織の研究活動等の取組が研究目的及び目標の実現にどの程度貢献するものであるか、また研究活動等によってあげた成果が研究目的及び目標をどの程度達成しているものであるかの視点から評価し、その水準を導き出す。
- (2) 上記水準は、前記3の(3)で判断した「要素ごとの貢献の程度等」と「観点ごとの評価」で用いた観点の重みなどを総合的に判断し、本章「 評価項目ごとの評価観点例及び水準の記述方法等」に記載する【水準を分かりやすく示す記述】によって示す。

5 「特に優れた点及び改善点等」の判断

- (1) 評価チームは、評価項目ごとの評価結果として、研究目的及び目標に照らし、評価項目全体から見て、特に重要な点を評価項目全体としての特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等として判断する。
- (2) 上記判断は、前記2の(4)で抽出した特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等を基に行う。

研究活動の内容及び水準の判定

評価項目ごとの評価についての書面調査は、前記のとおりであるが、「研究内容及び水準」及び「研究の社会（社会・経済・文化）的效果」の評価項目のうち、研究活動の内容及び水準の判定に関しては、部会が「個人別研究活動判定票」に基づいて行う。

1 基本的考え方

- (1) 部会では、「研究内容及び水準」の評価項目に係る研究活動の学問的内容及び水準の判定については、国際的な視点を踏まえた多様な側面から行い、「研究の社会（社会・経済・文化）的效果」の度合いの判定については、研究活動の成果が社会、経済又は文化の各領域で具体的に役立てられたかの視点で行う。

なお、ここで「国際的視点を踏まえる」ということの意味は、研究活動の業績が欧文誌に掲載されている場合のみを意味するのではなく、学問の各領域で内容的に世界の水準を見て、その水準から判断することを意味する。即ち、例えば日本が一番進んでいる分野なら、それが邦語誌における研究業績であっても当然に世界的に高い水準のものと判断することになる。

- (2) 部会における研究活動の学問的内容及び水準等の判定の基本的方法是、関連分野の専門家により、教員から提出された「個人別研究活動判定票」を基に研究活動の質を重視して行う「ピアレビュー」とする。

機構では、この趣旨を具現化するため、既述したとおり部会の構成員を対象領域ごとの専門家によって構成している。また、各部会においては、原則として1人の教員の研究業績を専門領域の最も近い複数の部会構成員（評価者）が判定する態勢を整える。

- (3) 部会における研究活動の学問的内容及び水準の判定方法は、上記のとおり「ピアレビュー」を基本とするが、部会又は評価者の判断により、各領域の特性や客観的指標の限界性を考慮しつつ、例えば、以下の客観的指標を参考として活用することができる。

研究論文等

- ・ 評価の高い内外の学術誌等への掲載
- ・ 被引用件数
- ・ 発表数

評価の高い内外の学会への招聘 発表
学術書等の執筆
学術賞等の受賞 など

- (4) 教員の個別業績の判定は、各領域の部会のうち主たる審査先として申請のあった部会において行う。なお、複数の分野にまたがる個別業績の判定は、必要に応じて他の部会と協議しつつ、それぞれの分野の専門家により行う。

2 研究の内容面の判定段階及び判定方法

研究の内容面の判定は、「独創性」、「発展性」及び「他分野への貢献」のほか、「特に具体的な特徴を示して申告のあった内容」についても行う。研究の内容面の判定段階及び判定方法は、次のとおりとする。

なお、判定結果は、原則として、対象組織の全体及び領域ごとに判定段階の割合がどのようになっているかを示す。ただし、対象領域に属する教員数や判定項目の対象人数が少数であった場合などには、割合を示さないことができる。

(1) 研究の内容面の判定段階

研究の内容面は、次の4段階及び「該当せず」で判定する。

「極めて高い」(当該領域において非常に高い内容である)

「高い」(当該領域において高い内容である)

「相応」(当該領域において評価できる要素はあるが必ずしも高くはない内容である)

「低い」(当該領域において評価できる要素が少ないかほとんど無い)

「該当せず」(研究内容の判定対象事項に該当する旨の申告が無く、当該研究内容の判定の対象に当たらない)

(2) 研究の内容面の判定方法

研究の内容面の判定方法は、上記1の「基本的考え方」によるほか、次のとおりとする。

なお、この判定は、既に発表され確立した研究業績を対象とすることは勿論、これに加えそのような研究業績ではなくても、他の根拠から研究の内容面で評価しうるものについても対象とする。

《独創性の判定》

当該研究内容に、個性的な取組として評価できる要素があると判断した場合は「極めて高い」、「高い」又は「相応」、個性的な取組として評価できる要素が少ないかほとんど無いと判断した場合は「低い」、当該研究内容の判定の対象事項に該当する旨の申告が無い場合は「該当せず」とする。

具体的には、当該研究内容が、着想、手法、成果等の面で、まだ先行した発表がなされ

ていない非常に高い内容である場合は「極めて高い」、一部競合的な研究発表等がなされているが個性的な取組の要素をまだ相当有している内容である場合は「高い」、個性的な取組の要素を有するが必ずしも高くはない内容である場合は「相応」ということを目安にする。

《発展性の判定》

当該研究内容に、先見性や萌芽性の側面で評価できる要素があると判断した場合は「極めて高い」、「高い」又は「相応」とし、先見性や萌芽性の側面で評価できる要素が少ないかほとんど無いと判断した場合は「低い」、当該研究内容の判定の対象事項に該当する旨の申告が無い場合は「該当せず」とする。

具体的には、当該研究内容が、今後発展することについて疑いようがない非常に高い内容である場合は「極めて高い」、発展する可能性が相当程度含まれている内容である場合は「高い」、発展する可能性はあるが必ずしも高くはない内容である場合は「相応」ということを目安にする。

《他分野への貢献の判定》

研究業績が普遍的であり、他の学問分野の発展に貢献していると判断した場合は「極めて高い」、「高い」又は「相応」とし、他の学問分野への貢献として評価できる要素が少ないかほとんど無いと判断した場合は「低い」、当該研究内容の判定の対象事項に該当する旨の申告がない場合は「該当せず」とする。

具体的には、当該研究活動なしには対象となる他の研究分野の発展は考えがたい場合は「極めて高い」、他の研究分野の発展に相当高い貢献をしている内容である場合は「高い」、ある程度貢献しているが必ずしも高くはない内容である場合は「相応」ということを目安にする。

3 研究水準の判定段階及び判定方法

部会における研究水準の判定は、研究の内容面での判定を踏まえて、当該研究活動の全体としての水準を導き出す。その判定段階及び判定方法は、次のとおりとする。なお、判定結果は、原則として、対象組織の全体及び領域ごとの状況を明らかにする方法で示すが、領域に属する教員数が少数である場合などには、割合を示さないことができる。

(1) 研究水準の判定段階

研究の水準は、次の4段階及び「該当せず」で判定する。

「卓越」(当該領域において群を抜いて高い水準にある)

「優秀」(当該領域において指導的あるいは先導的な水準にある)

「普通」(当該領域に十分貢献している)

「要努力」(当該領域に十分貢献しているとはいえない)

「該当せず」(研究内容の判定対象事項のいずれについても申告が無く、当該研究水準の判定の対象に当たらない)

(2) 研究水準の判定方法

研究水準の判定は、研究の内容面での判定結果を踏まえて行う。この場合、研究の内容面での判定段階と研究水準の判定段階は、原則として、「極めて高い」と「卓越」、「高い」と「優秀」、「相応」と「普通」、「低い」と「要努力」とをそれぞれ対応するものとして取り扱う。また、研究内容の判定対象事項のうち最も上位の判定を得たものを研究水準の判定段階に対応させ、当該判定をもって全体としての研究水準の判定段階とする。

ただし、例えば、「独創性」と「発展性」とが「高い」と判定され、「他分野への貢献」も「高い」と判定されるなど、研究の内容面を総合的に見て当該研究の内容が「極めて高い」と判断できる場合には、全体としての当該研究水準を「卓越」と判定することができる。

4 研究の社会（社会・経済・文化）的効果の判定段階及び判定方法

部会における研究の社会（社会・経済・文化）的効果の判定は、「法実務への寄与」、「政策形成への寄与」、「地域との連携・協力の推進」、「著作物による人材養成や法的・政治的知識普及への寄与」のほか、「特に具体的な内容を示して申告があった効果」についても行う。ここで「研究の社会的効果」とは、「政策形成への寄与」を例にとると、国や地方公共団体の審議会等に委員として参加すること自体ではなく、審議会等の報告書に自らの研究成果が反映した、あるいは審議会等の意思形成に当たって新しい視点の導入や議論の活性化に自らの研究成果が寄与したなど、具体的に示される効果をいう。

「研究の社会的効果」の判定段階及び判定方法は、次のとおりとする。なお、判定結果は、原則として、対象組織の全体及び領域ごとの状況を明らかにする方法で示すが、領域に属する教員数が少数である場合などには、割合を示さないことができる。

- (1) 判定は、「極めて高い」、「高い」及び「相応」の3段階並びに「該当せず」で行う。
- (2) 研究の成果が、社会、経済又は文化の各領域において、大きな効果をあげた非常に高い内容であると判断できる場合は「極めて高い」、相当な効果をあげた内容であると判断できる場合は「高い」、評価できる要素はあるが必ずしも高くはない内容であると判断した場合は「相応」、ほとんど影響を与えていないか、当該判定の対象事項に該当する旨の申告が無かった場合は「該当せず」ということを目安とする。

特記事項についての所見

- (1) 特記事項は、対象組織が、自己評価を実施した結果を踏まえて、研究活動等の全体を通じた視点からの補足的事項や、今後の改革課題・将来構想等の展望等について、任意に記述するものである。

- (2) 評価チームは、この特記事項に記述されている内容を分析し、評価項目に関する書面調査の結果を踏まえて、「特記事項についての所見案」を整理する。

書面調査段階での評価案の整理

- (1) 評価チームは、本章の「評価項目ごとの評価」、「研究活動の内容及び水準の判定」及び「特記事項についての所見」で行った書面調査での分析・調査結果に基づき、書面調査段階での評価案を整理する。
- (2) 評価チームは、評価案を整理するに当たっては、後述の「第6章 評価報告書原案の作成」に則り、報告書としての形式で取りまとめる。
- (3) 評価チームは、評価案を踏まえて、次章の「ヒアリング」を実施するに当たって必要な調査内容の検討・整理を、この段階で併せて行う。

評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等

1 研究体制及び研究支援体制

【評価の内容】

この項目では、研究体制（研究そのものを推進又は活性化する組織的な体制をいう。）及び研究支援体制（研究そのものではなく、学部附属施設が機能の一部としているような共同利用等のサービス体制をいう。）が、設定された研究目的及び目標に沿ったものとなっているかを評価する。

また、上記研究体制及び研究支援体制の下で実施される「諸施策及び諸機能」が、研究目的及び目標に沿った適切な取組になっているか、さらに、研究目的及び目標の趣旨が学内外の関係者に適切に周知・公表されているかを評価する。

【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として、一般的に想定できるか、あるいは場合によって想定できるものの例として、次のような事項が考えられる。

研究体制に関する取組状況

- ・ 学科・専攻の構成や教員等の配置
- ・ 研究活動を活性化（プロジェクト研究の振興、学科・専攻間あるいは他機関との連携等）するための施策の検討を目的とした体制
- ・ 研究組織の弾力化（大講座制、研究組織と教育組織の分離等）
- ・ 研究者の流動性を高めるための体制（客員研究制度、任期制、公募制等）
- ・ 研究活動を支援・活性化する視点からの男女共同参画推進等のための体制
- ・ 他の研究機関等との連携を促進するための体制（連携大学院制度、寄附講座等）
- ・ 研究成果や研究者の研究概要を内外に発信するための体制

研究支援体制に関する取組状況

- ・ 研究支援に携る研究者・技術者の配置
- ・ 共同利用者の意見を反映させる体制
- ・ 施設・設備の円滑な利用体制
- ・ 共同研究の体制
- ・ 共同研究や共同利用の成果等を内外に発信する体制

諸施策に関する取組状況

- ・ プロジェクト研究の振興方策
- ・ 人事関係の方策
- ・ 外部研究資金の獲得方策
- ・ 研究資金の配分・運用方策

- ・ 必要な研究環境（図書館，IT，施設設備）の整備方策
- ・ 萌芽的研究を育てる方策
- ・ 成果が出るまで長時間を要するような研究を推進する方策
- ・ 研究者相互間で研究成果や研究情報を報告又は意見交換するための方策
- ・ 国際的な共同研究の実施や研究集会を開催する方策
- ・ 国際協力を推進するための方策
- ・ 地域的な課題に取り組むための共同研究の実施や研究集会を開催する方策

諸機能に関する取組状況

- ・ 共同研究に対するサービス機能
- ・ 施設・設備の共同利用に対するサービス機能

研究目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

- ・ 教職員，学生（特に大学院生）に対する周知の方法
- ・ 学外者に対する公表の方法

【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は，以下の5つの記述により示す。

- ・ 目的及び目標の達成に十分貢献している。
- ・ 目的及び目標の達成におおむね貢献しているが，改善の余地もある。
- ・ 目的及び目標の達成にかなり貢献しているが，改善の必要がある。
- ・ 目的及び目標の達成にある程度貢献しているが，改善の必要が相当にある。
- ・ 目的及び目標の達成に貢献しておらず，大幅な改善の必要がある。

【根拠となるデータ等例】

根拠となるデータ等の例としては，次のようなものが考えられる。

学科・専攻の構成，教員の充足状況，共同利用施設の整備状況，関連規程，外部資金導入システム，目的及び目標が掲載された印刷物（大学概要，広報誌等の関連部分），ホームページ掲載内容 など

2 研究内容及び水準

【評価の内容】

この項目では、対象組織の全体及び領域ごとに、現在の研究活動の状況が、設定された研究目的及び目標に照らして、どのような点で優れているか、あるいはどのような改善点を抱えているかなどを記述する方法による評価を行う。その際、後述の学問的内容及び水準についての判定結果並びに教員の構成や組織の置かれている諸条件を考慮した評価を行う。

また、この項目では、対象組織における研究活動の学問的内容及び水準について、国際的視点を踏まえた独創性、発展性、他分野への貢献などの内容面及び全体としての研究水準について多様な側面から判定を行う。この判定は、関連分野の専門家により、教員の個別業績を基に研究活動の質を重視して行い、その判定結果を、原則として対象組織の全体及び領域ごとに、どのような割合になっているかを示す。

【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として、一般的に想定できるか、あるいは場合によって想定できるものの例として、次のような事項が考えられる。

- ・研究活動の独創性の面で優れた研究
- ・今後の発展性の面で優れた研究
- ・他分野への貢献の面で優れた研究
- ・学問の内外の動向から見た特色
- ・社会的要請の視点から見た特色
- ・教員組織の構成、資金の規模等から見た特色
- ・地域性や地理的条件等から見た特色

【判定結果】

この項目での判定結果は、以下のような記述例により示す。

(領域)

- ・研究の独創性については、構成員(人)の 割強が極めて高く、 割が高く、 割が相応、 割が低い。
- ・研究の発展性については、構成員(人)の 割弱が極めて高く、 割が高く、 割が相応、 割が低い。
- ・他分野への貢献については、構成員(人)の 割が極めて高く、 割弱が高く、 割が相応、 割が低い。
- ・研究水準については、構成員(人)の 割強が卓越、 割弱が優秀、 割が普通、 割が要努力。

【根拠となるデータ等例】

根拠となるデータ等の例としては、次のようなものが考えられる。

外部評価報告書又は自己点検評価報告書の関連部分，評価の高い内外の学術誌への掲載状況，論文被引用回数，招待講演及び研究発表状況，学術賞等受賞状況 など

3 研究の社会（社会・経済・文化）的効果

【評価の内容】

この項目では，対象組織における教員の研究成果の社会（社会・経済・文化）的効果について，前掲2の「研究内容及び水準」と同様に，設定された研究目的及び目標に照らして，優れた点や改善点などを記述する方法による評価を行うとともに，教員の個別業績を基に，法実務への寄与，政策形成への寄与，地域との連携・協力の推進，著作物による人材養成や法的・政治的知識普及への寄与などの社会的効果の度合いを判定し，その判定結果を，原則として対象組織の全体及び領域ごとに，どのような割合になっているかを示す。

なお，研究の社会的効果とは，教員の研究成果そのものが，社会，経済又は文化の各領域において具体的に役立てられたことを意味し，社会的活動に教員が参加すること自体による社会貢献を対象とするものではない。

【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として，一般的に想定できるか，あるいは場合によって想定できるものの例として，次のような事項が考えられる。

- ・法実務への寄与の面で優れた研究効果
- ・政策形成への寄与の面で優れた研究効果
- ・地域との連携・協力の推進の面で優れた研究効果
- ・著作物による人材養成や法的・政治的知識普及への寄与の面で優れた研究効果
- ・教員組織の構成，資金の規模等から見た特色
- ・地域性や地理的条件等から見た特色

【判定結果】

この項目での判定結果は，以下のような記述例により示す。

（ 領域 ）

- ・社会・経済・文化への効果については，構成員（ 人 ）の 割強が極めて高く， 割弱が高く， 割が相応。

【根拠となるデータ等例】

根拠となるデータ等の例としては、次のようなものが考えられる。

〔法実務への寄与の実績，政策面での寄与の実績，地域との連携・協力の実績 など〕

4 諸施策及び諸機能の達成状況

【評価の内容】

この項目では、前記1の「研究体制及び研究支援体制」でいう「諸施策及び諸機能」がどの程度達成されているかについて、設定された研究目的及び目標に即して評価する。その際、研究体制の整備途中であったり、将来計画に向けた転換点にあるため十分な実績が出る段階にならないなどの事情についても、それを的確に加味した評価を実施する。

【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として、一般的に想定できるか、あるいは場合によって想定できるものの例として、次のような事項が考えられる。

諸施策に関する取組の達成状況

- ・プロジェクト振興方策の実施状況
- ・人事関係の方策の効果
- ・外部研究資金の獲得状況
- ・研究資金の配分・運用状況
- ・必要な研究環境（図書館，IT，施設設備）の整備状況
- ・萌芽的研究を育てる方策の効果
- ・成果が出るまで長時間を要するような研究を推進する方策の効果
- ・研究者相互間における研究成果や研究情報の報告又は意見交換の実施状況
- ・国際的な共同研究の実施や研究集会の開催状況
- ・国際協力の推進状況及び効果
- ・地域的な課題に取り組むための共同研究の実施や研究集会の開催状況

諸機能に関する取組の達成状況

- ・共同研究の実施状況
- ・施設・設備の共同利用の実施状況

【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は、以下の5つの記述により示す。

- ・目的及び目標が十分達成されている。
- ・目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。
- ・目的及び目標がかなり達成されているが、改善の必要がある。

- ・ 目的及び目標がある程度達成されているが，改善の必要が相当にある。
- ・ 目的及び目標の達成が不十分であり，大幅な改善の必要がある。

【根拠となるデータ等例】

根拠となるデータ等の例としては，次のようなものが考えられる。

プロジェクトの実績，科研費等の外部資金取得実績，共同研究・共同利用の実施実績，研究集会等の開催実績 など

5 研究の質の向上及び改善のためのシステム

【評価の内容】

大学等においては，組織としての研究活動の評価及び個々の教員の研究活動の評価をそれぞれ適切に行うとともに，その結果が研究目的及び目標の見直しも含めた研究の質の向上及び改善の取組にフィードバックされるシステムを構築する必要がある。

この項目では，対象組織における研究活動等の実施状況や問題点を把握し，組織としての研究活動の評価や個々の研究活動等の評価を適切に実施する体制が整っているか，これらの評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムが整備され機能しているかについて評価する。

【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として，一般的に想定できるか，あるいは場合によって想定できるものの例として，次のような事項が考えられる。

組織としての研究活動及び個々の教員の研究活動等の評価体制

- ・ 組織としての研究活動等を評価する体制
- ・ 個々の教員の研究活動等を評価する体制
- ・ 外部者による研究活動等の評価を実施する体制
- ・ 研究活動等の実施状況や問題点を把握するための方策

評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

- ・ 評価結果を目的及び目標の見直しを含む研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるための方策
- ・ 評価結果を目的及び目標の見直しを含む研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの機能状況

【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は，以下のような5つの記述により示す。

- ・ 向上及び改善のためのシステムが十分機能している。
- ・ 向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。
- ・ 向上及び改善のためのシステムがかなり機能しているが、改善の必要がある。
- ・ 向上及び改善のためのシステムがある程度機能しているが、改善の必要が相当にある。
- ・ 向上及び改善のためのシステムの整備が不十分であり、大幅な改善の必要がある。

【根拠となるデータ等例】

根拠となるデータ等の例としては、次のようなものが考えられる。

〔 評価体制の関連規程，外部評価報告書又は自己点検評価報告書の関連部分 など 〕

第5章 分野別研究評価「法学系」の評価方法(2)－ヒアリング

本章は、分野別研究評価「法学系」の評価方法のうち、評価チームが行うヒアリングの実施方法等について記載しており、「ヒアリングの事前準備」、「書面調査の補足調査」、「評価案の検討」及び「評価内容の概要に対する意見聴取」から構成されている。

ヒアリングの事前準備

- (1) 評価チームは、書面調査では知り得ない、あるいは確認できなかった事項について補足調査するとともに、書面調査段階での評価内容の概要を伝え、対象組織からの意見を求めることを目的として、ヒアリングを実施する。
- (2) 評価チームは、前章の「書面調査段階での評価案の整理」で記述した評価案を踏まえて、対象組織ごとにヒアリングにおける補足調査事項を整理する。当該調査事項は、対象組織に対して事前に通知し、説明又は関係データ等提出の準備を依頼する。
- (3) 評価チームは、ヒアリング当日における役割として、進行役、補足調査事項担当、評価内容の概要説明担当等の分担を決める。
- (4) ヒアリングは、学術総合センター（東京都千代田区）を会場として実施する。なお、具体の日程については、各対象組織と調整の上、設定する。

書面調査の補足調査

- (1) ヒアリングでは、まず、前記の(2)により、事前に通知してある補足調査事項について、原則として1時間程度の時間を設け、対象組織の関係者から、説明又は資料・データの提供を受ける。
- (2) 評価チームは、上記の説明又は資料・データの提供によっても、なお確認できない補足調査事項がある場合は、新たに根拠となる資料・データの提出を求める。この場合、後述の評価内容の概要の説明に際しては、該当部分の評価案は、当該資料・データによる分析を加えた上で取りまとめる旨述べ、当該説明を控えることができる。
- (3) 評価チームから意見を述べる場合は、原則としてチームとしての考え方に基づくものとする。ただし、やむを得ず個人の意見を述べる場合には、その旨を断った上で行う。

評価案の検討

評価チームは、意見聴取終了後、原則として30分程度の時間を設け、前記の書面調査の補足調査の結果により書面調査段階での評価案を見直し、修正等を行う。なお、この間、対象組織の関係者は、控え室で待機してもらう。

評価内容の概要に対する意見聴取

評価チームは、対象組織の関係者との共通理解を図り、評価結果の確定を円滑に行うため、原則として30分程度の時間を設け、この時点での評価案やその根拠となった研究活動等の状況を対象組織の関係者に説明し、それに対する意見を聴取する。

第6章 評価報告書原案の作成

本章は、評価チームが行う評価報告書原案の作成方法について記載したものであり、「評価報告書原案の構成」、「評価項目ごとの評価結果の記述」、「評価結果の概要の記述」、「特記事項についての所見の記述」及び「評価報告書原案の取扱い」から構成されている。

評価報告書原案の構成

(1) 評価チームは、書面調査段階での評価案をヒアリングで得られた知見によって、修正又は加筆して、評価報告書原案を作成する。また、評価チームが作成する評価報告書原案の構成は、次のとおりとする。

- 「対象組織の現況及び特徴」
- 「研究目的及び目標」
- 「評価項目ごとの評価結果」
- 「評価結果の概要」
- 「特記事項についての所見」

(2) 「対象組織の現況及び特徴」、「研究目的及び目標」及び「特記事項」については、原則として各対象組織から提出のあった自己評価書から該当部分を原文のまま転載する。

(3) 「評価項目ごとの評価結果」、「評価結果の概要」及び「特記事項についての所見」のそれぞれの記述方法は、後記 から による。

評価項目ごとの評価結果の記述

(1) 評価チームは、評価項目ごとの評価結果を、「書面調査」及び「ヒアリング」を経て検討・整理した評価案に基づき、各評価項目ごとに2,000字程度（A4判1ページ）で記述する。

(2) 評価項目ごとの評価結果の記述構成は、次のとおりとする。ただし、「研究内容及び水準」及び「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の評価項目については、後述の(3)により記述する。

評価結果は、「目的及び目標の実現への貢献度の状況」、「目的及び目標に照らした達成度の状況」又は「改善システムの機能の状況」及び「特に優れた点及び改善点等」の2項目で構成する。

「目的及び目標の実現への貢献度の状況」、「目的及び目標に照らした達成度の状況」又は「改善システムの機能の状況」は、第4章の の「3 評価項目の要素ごとの評価」の(2)及び(3)に基づき、当該活動等の状況及びその判断結果を示しつつ記述するとともに、第4章の の「4 評価項目ごとの水準の判断」で導き出した水準を記述する。

「特に優れた点及び改善点等」は、第4章の の「5 「特に優れた点及び改善点等」の判断」で特に重要な点と判断した特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等について、根拠を示しつつ記述する。

(3) 評価チームは、評価項目のうち「研究内容及び水準」及び「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の評価については、第4章の「2 観点の設定及び観点ごとの評価」の(4)の分析・調査に基づき、学問的内容及び水準の優れた点及び改善点等について、設定された研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述をする。

また、第4章の「研究活動の内容及び水準の判定」で判定した結果に基づき、原則として対象組織の全体及び領域ごとに判定段階の割合を記述する。

なお、記述の分量は、評価項目全体で、原則として2,000字程度とする。

評価項目ごとの評価結果の記述の構成

評価項目の評価結果の記述は、次の(1)及び(2)で示す「目的及び目標の実現への貢献度の状況」、「目的及び目標に照らした達成度の状況」又は「改善システム機能の状況」及び「特に優れた点及び改善点等」の2項目で構成する。

(1) 【目的及び目標の実現への貢献度の状況】

「研究体制及び研究支援体制」の評価項目では、体制等が目的及び目標の達成にどの程度貢献しているかについて、観点ごとの評価で得られた分析結果を基に、当該取組の状況と根拠・理由を示す形で、原則として「要素」ごとに記述する。また当該評価を踏まえて、評価項目全体の水準を「水準を分かりやすく示す記述」に基づき記述する。

【目的及び目標に照らした達成度の状況】

「諸施策及び諸機能の達成状況」の評価項目では、「諸施策及び諸機能」が目的及び目標に照らしてどの程度達成されているかについて、観点ごとの評価で得られた分析結果を基に、当該達成の状況と根拠・理由を示す形で、原則として「要素」ごとに記述する。また、当該評価を踏まえて、評価項目全体の水準を「水準を分かりやすく示す記述」に基づき記述する。

【改善システム機能の状況】

「研究の質の向上及び改善のためのシステム」の評価項目では、目的及び目標を達成するための取組を向上及び改善するためのシステムがどの程度機能しているかについて、観点ごとの評価で得られた分析結果を基に、当該取組の状況と根拠・理由を示す形で、原則として「要素」ごとに記述する。また、当該評価を踏まえて、評価項目全体の水準を「水準を分かりやすく示す記述」に基づき記述する。

(2) 【特に優れた点及び改善点等】

(1)での評価結果の中から、特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等を取り上げて、根拠・理由を示しつつ記述する。

上記にかかわらず、「研究内容及び水準」及び「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の評価項目については、学問的内容及び水準の優れた点及び改善点等を、研究目的及び目標並びに教員の構成及び組織の置かれている諸条件に照らして記述する。また、判定結果を記述する。

評価結果の概要の記述

評価チームは、主として前記「評価項目ごとの評価結果の記述」の(2)の及びを基に、評価結果の概要を2,000字程度で記述する。

特記事項についての所見の記述

- (1) 対象組織から提出された「特記事項」(研究活動等の全体を通じた視点からの補足的事項や、今後の改革課題・将来構想等の展望等)について、おおむね原文のまま記述する。
- (2) 評価チームは、上記原文と併記する形で第4章の「特記事項についての所見」の(2)で整理した所見を、1,000字程度(A4判半ページ)で記述する。

評価報告書原案の取扱い

- (1) 評価チームが作成する評価報告書原案は、専門委員会の審議を経て評価報告書原案として確定され、大学評価委員会に提出される。
- (2) 最終的な評価報告書は、「対象組織の現況及び特徴」、「研究目的及び目標」、「評価項目ごとの評価結果」、「評価結果の概要」、「特記事項についての所見」及び「意見の申立て」によって構成され、大学及び設置者へ通知し、社会へ公表する(資料3「評価報告書イメージ」参照)。

資料 1

平成13年度着手の評価対象組織一覧
(分野別研究評価「法学系」)

大学	学部	学 科	研究科	修士(博士前期)課程	博士(博士後期)課程
----	----	-----	-----	------------	------------

一橋大学	法学部	法 律 学 科	法 学 研究科	経 済 関 係 法 専 攻	経 済 関 係 法 専 攻
				公 共 関 係 法 専 攻	公 共 関 係 法 専 攻
				国 際 関 係 専 攻	国 際 関 係 専 攻

名古屋大学	法学部	法 律 ・ 政 治 学 科	法 学 研究科	法 律 ・ 政 治 学 専 攻	法 律 ・ 政 治 学 専 攻
-------	-----	---------------	------------	-----------------	-----------------

京都大学	法学部		法 学 研究科	基 礎 法 学 専 攻	基 礎 法 学 専 攻
				公 法 専 攻	公 法 専 攻
				民 刑 事 法 専 攻	民 刑 事 法 専 攻
				政 治 学 専 攻	政 治 学 専 攻

大阪大学	法学部	法 学 科	法 学 研究科	法 学 ・ 政 治 学 専 攻	法 学 ・ 政 治 学 専 攻
------	-----	-------	------------	-----------------	-----------------

広島大学	法学部	法 学 科	社会科学 研究科	法 律 学 専 攻	法 律 学 専 攻
				経 済 学 専 攻	経 済 学 専 攻
				国 際 社 会 論 専 攻	国 際 社 会 論 専 攻
				マ ネ ジ メ ン ト 専 攻	マ ネ ジ メ ン ト 専 攻

九州大学	法学部		法 学 研究部	基 礎 法 学 部 門	基 礎 法 学 部 門
				公 法 ・ 社 会 法 学 部 門	公 法 ・ 社 会 法 学 部 門
				民 刑 事 法 学 部 門	民 刑 事 法 学 部 門
				国 際 関 係 法 学 部 門	国 際 関 係 法 学 部 門
				政 治 学 部 門	政 治 学 部 門

■ 対象外の専攻

資料 2

平成13年度に着手する分野別研究評価「法学系」実施に係るスケジュール

13年度			14年度		
機 構	機 構	対 象 組 織	機 構	機 構	対 象 組 織
4月			4月		(大学における) 自己評価
5月	大学評価委員会	大学等へ専門委員等推薦依頼	5月		目的及び目標に関する事前調査回答期限
6月			6月		調査結果の大学等へのフィードバック
7月			7月		大学等からの書類提出期限
8月	大学評価委員会	専門委員等選考	8月	専門委員会 部会 研究内容 水準等評価	評価チーム 書面調査
9月	専門委員会設置		9月		
10月		評価内容・方法・様式、 自己評価実施要項等 検討	10月		ヒアリング
11月			11月		評価報告書原案作成
12月			12月		
1月	大学評価委員会	大学等へ自己評価実施要項等通知	1月	大学評価委員会	大学等へ評価結果通知
2月		説明会	2月		大学等からの意見の 申し立て
3月		(大学等における) 自己評価	3月	大学評価委員会	評価結果公表

資料3

評価報告書イメージ
(分野別研究評価「法学系」)

分野別研究評価報告書
(法学系)

大学 学部
× × 研究科

大学評価・学位授与機構

大学法学部, 大学院 研究科

1. 大学評価・学位授与機構が行う
大学評価の概要

機構の行う評価について	分野別研究評価について
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-1-

大学法学部, 大学院 研究科

2. 対象組織の現況及び特徴

(1) 現況	(2) 特徴
1) 機関名
2) 学部・研究科名
3) 所在地
4) 学部・研究科構成
.....
.....
.....
5) 学生数及び教員数
.....
.....

-2-

大学法学部, 大学院 研究科

3. 研究目的及び目標

(1) 研究目的
1)
.....
2)
.....
(2) 研究目標
1)
.....
2)
.....

-3-

大学法学部, 大学院 研究科

4. 評価項目ごとの評価結果

(1) 研究体制及び研究支援体制

目的及び目標の実現への 貢献度の状況 (要素ごとの記述)	----- (項目全体の水準が分か る記述)
-----	特に優れた点及び改善 点等
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-4-

大学法学部, 大学院 研究科

(2) 研究内容及び水準

研究目的及び目標並 びに教員の構成及び対 象組織の置かれている 諸条件に照らした記述	組織全体及び領域ご との判定結果
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-5-

大学法学部, 大学院 研究科

(3) 研究の社会(社会・経済・文化)的
効果

研究目的及び目標並 びに教員の構成及び対 象組織の置かれている 諸条件に照らした記述	組織全体及び領域ご との判定結果
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-6-

大学法学部, 大学院 研究科

(4) 諸施策及び諸機能の達成状況

目的及び目標に照らし た達成度の状況 (要素ごとの記述)	----- (項目全体の水準が分か る記述)
-----	特に優れた点及び改善 点等
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-7-

大学法学部, 大学院 研究科

(5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム
改善システムの
機能の状況

(要素ごとの記述)	----- (項目全体の水準が分か る記述)
-----	特に優れた点及び改善 点等
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-8-

大学評価関係法令等

〔国立学校設置法（抄）〕

第三章の五 大学評価・学位授与機構

第九條の四 大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。）の評価及び学位の授与に関し、次に掲げる業務を行う機関として、大学評価・学位授与機構を置く。

- 一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。
- 二 （略）
- 三 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
- 四 大学等の教育研究活動等の状況についての評価及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

前項第一号の評価の実施の手続その他同号の評価に関し必要な事項は、文部省令で定める。

〔国立学校設置法施行規則（抄）〕

（評価の区分）

第五十二條の二 国立学校設置法第九條の四第一項第一号に規定する評価は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。

- 一 大学等及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動等の状況についての全学的な事項に関する評価（次号及び第三号に掲げるものを除く。）
- 二 大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価
- 三 大学等の各学部、各研究科、各附属研究所その他の各研究組織における研究活動等の状況についての評価

（評価の実施の手続）

第五十二條の三 大学評価・学位授与機構は、前条の評価については、大学等の設置者の要請をまつて行うものとする。

（評価の実施の方法）

第五十二條の四 大学評価・学位授与機構は、大学等が自ら行う評価の結果について分析し、及び大学等における教育研究活動等の状況について調査を行い、これらの結果を踏まえて大学等の評価を行うものとする。

（意見の申立）

第五十二條の五 大学評価・学位授与機構は、大学等の評価の結果について報告書を作成するに当たっては、あらかじめその内容等について当該大学等に意見の申立の機会を付与するものとする。

（大学等の評価に関する委任）

第五十二條の六 この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、国立学校設置法第九條の四第一項第一号に規定する評価に関し必要な事項については、大学評価・学位授与機構の長が定める。

6 大学評価・学位授与機構は、当分の間、私立大学に係る国立学校設置法第九條の四第一項第一号に規定する評価を行わないものとする。

〔大学評価・学位授与機構組織運営規則（抄）〕

（大学評価委員会）

第六條の二 機構長は、大学評価委員会を置く。

- 2 大学評価委員会は、機構長の定めるところにより、機構長が行う大学等の評価について審議を行う。
- 3 機構長は、機構長が行う大学等の評価に関し必要な事項を定めるについては、大学評価委員会の議を経てこれを行うものとする。
- 4 大学評価委員会は、委員三十人以上以内で組織し、委員は、大学の学長及び教員、大学共同利用機関の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員会の意見を聴いて任命する。
- 5 大学評価委員会に、機構長が行う大学等の評価に関し専門の事項を調査するため、専門委員を置くとともに、大学及び大学共同利用機関における教育研究活動等の状況に関し調査するため、評価員を置く。
- 6 専門委員及び評価員は、大学の教員、大学共同利用機関の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて任命する。
- 7 委員、専門委員及び評価員は非常勤とする。
- 8 委員、専門委員及び評価員の任期その他大学評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。

〔大学評価・学位授与機構大学評価委員会規程〕

（目的）

第一條 この規程は、大学評価・学位授与機構組織運営規則（平成三年文部省令第三十八号）第六條の二第八項の規定に基づき、大学評価・学位授与機構の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（任期）

第二條 委員、専門委員及び評価員の任期は二年とし、それぞれの欠員が生じた場合の補欠の委員、専門委員及び評価員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、二期を限度として、再任することができる。ただし、再任できる委員は、原則として委員総数の半数以下とする。
- 3 専門委員及び評価員は、原則として再任することはできない。

（委員長及び副委員長）

第三條 大学評価委員会に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、大学評価委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

（専門委員会）

第四條 大学評価委員会は、その定めるところにより、専門の事項を調査するため、数個の専門委員会を置くものとする。

- 2 専門委員会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 専門委員会に主査及び副主査各一人を置き、当該専門委員会に属する委員及び専門委員の互選により定める。
- 4 主査は、専門委員会の会務を掌理する。
- 5 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときはその職務を代理し、主査が欠けたときはその職務を行う。

（分科会）

第五條 大学評価委員会は、その定めるところにより、専門委員会に、その所掌する専門の事項の一部を分担させるため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 分科会に主査及び副主査各一人を置き、当該分科会に属する委員及び専門委員の互選により定める。
- 4 主査は、分科会の会務を掌理する。
- 5 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときはその職務を代理し、主査が欠けたときはその職務を行う。

（議事の手続）

第六條 大学評価委員会の議事は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 大学評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 大学評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己の關係する大学及び大学共同利用機関に関する議案については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。
- 5 前四項の規定は、専門委員会及び分科会の議事に準用する。この場合において、「委員長」とあるのは、「主査」と、「委員」とあるのは、「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

（雑則）

第七條 この規程に定めるもののほか、大学評価委員会の運営に関し必要な事項は、大学評価委員会が定める。

附則
この規程は、平成十二年五月二十二日から施行する。

資料 5

(1) 大学評価委員会委員名簿

阿 部 謹 也	共立女子大学長
新 井 郁 男	愛知学院大学教授
石 川 隆 俊	大学評価・学位授与機構教授
石 原 多賀子	金沢市教育長
猪 木 武 徳	大阪大学教授
内 田 博 文	九州大学教授
大 塚 榮 子	独立行政法人産業技術総合研究所フェロー
岡 沢 憲 芙	早稲田大学教授
小野田 武	三菱化学(株)顧問
川 口 昭 彦	大学評価・学位授与機構教授
北 城 恪太郎	IBMアジア・パシフィックプレジデント兼日本アイ・ビー・エム(株)代表取締役会長
小 島 操 子	大阪府立看護大学長
小 林 誠	高エネルギー加速器研究機構教授
嶋 田 M. シェルト	日米教育委員会事務局長
島 田 淳 子	昭和女子大学教授
清 水 雅 彦	慶應義塾大学常任理事
鈴 木 昭 憲	秋田県立大学長
館 昭	大学評価・学位授与機構教授
土 岐 憲 三	京都大学教授
外 村 彰	(株)日立製作所フェロー
永 井 多恵子	世田谷文化生活情報センター館長
中 島 尚 正	放送大学教授
西 野 瑞 穂	徳島大学教授
蓮 見 音 彦	和洋女子大学教授
ハンス・ユーゲン・マルクス	南山大学長
丸 山 利 輔	石川県農業短期大学長
山野井 昭 雄	味の素(株)技術特別顧問
山 内 久 明	日本女子大学教授
吉 田 泰 輔	国立音楽大学理事長
渡 辺 孝	(財)理工学振興会理事

は委員長, は副委員長

(2) 法学系研究評価専門委員会委員名簿

阿部 一正	新日本製鐵(株)知的財産部長
五十嵐 二葉	弁護士
石部 雅亮	大阪国際大学教授
猪口 孝	東京大学教授
植木 とみ子	福岡市文化芸術振興財団副理事長
碓井 光明	東京大学教授
岡沢 憲芙	早稲田大学教授
加茂 利男	大阪市立大学教授
河野 正輝	九州大学教授
川端 博	明治大学教授
川村 正幸	一橋大学教授
栗城 壽夫	名城大学教授
小島 武司	中央大学教授
齊藤 豊治	東北大学教授
齋藤 博明	TAC(株)代表取締役社長
杉原 高嶺	京都大学教授
鈴木 茂嗣	近畿大学教授
多田 晶彦	関電産業(株)常任監査役
田中 成明	京都大学教授
辻村 みよ子	東北大学教授
鳥居 淳子	成城大学教授
中野 邦観	読売新聞社
西谷 敏	大阪市立大学教授
根岸 哲	神戸大学教授
能見 善久	東京大学教授
藤田 久一	関西大学教授
宮澤 節生	早稲田大学教授
安 世舟	大東文化大学教授

主査 副主査